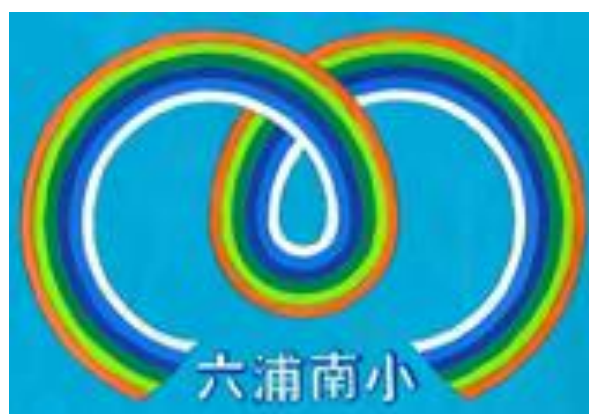


横浜市立六浦南小学校

いじめ防止基本方針



平成26年3月31日策定

(令和6年3月27日改定)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

(2) いじめ防止に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

（横浜市基本方針）

2 学校いじめ防止対策委員会の設置と役割

(1) 学校いじめ防止対策委員会の構成

校長、副校長、教務主任、主幹教諭、児童支援専任、養護教諭、学年主任、いじめが発生した学級担任、必要に応じて心理や福祉等の専門家（学校カウンセラー・スクールソーシャルワーカー等）等の参加を求める。

(2) 学校いじめ防止対策委員会の運営

- ・常設とし、月に1回以上定期的に開催する。
- ・いじめの疑いがある段階で、直ちに開催する。
- ・学校長等の責任者は、学校として組織的な対応方針を決定する。
- ・学校いじめ防止対策委員会の会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 学校いじめ防止対策委員会の活動内容

○未然防止

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに努める。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知する。

○早期発見・事案対応

- ・いじめの相談、通報の窓口を設置する。
- ・いじめの早期発見、事案対応のために、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に関わる情報を収集と記録をし、共有する。
- ・いじめ（疑いも含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に聴き取り調査等により事実関係を把握し、いじめであるか否かを判断する。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導体制、対応方針の決定と保護者との連絡といった対応を組織的に実施する。

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画を作成・実行・検証・修正する。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に関わる校内研修を企画し、計画的に実施す

る。

- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているかについての点検と、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。(PDCA サイクルの実行を含む)

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

○すべての児童が安心して、自分の力を発揮できる集団を育てる

- ・「六浦南小学校のきまり」に基づいた指導により、規範意識を高める。また、「六浦南小学校のきまり」を各家庭に配付し、家庭と連携した指導を行う。
- ・「あいさつする子」「きまりを守る子」を育て、他を思いやって生活できる子を育てる。
- ・子どもの社会的スキル横浜プログラムを年に2回行い、学級の実態、児童個人の様子を多面的に把握し、学級づくりに生かしていく。また、気になる児童には、教育相談を実施する。

○わかる授業で、どの子も学ぶ楽しさを実感できるようにする

- ・子どもが主体的に学べる授業、楽しくわかりやすい授業を目指し、教材研究に努める。(指示・発問・板書の工夫、教室環境等)
- ・児童がつまずきやすいポイントを把握し、そのつまずきを取り除く手立てを講じる。
- ・児童自身が達成感を味わい、自分の成長に気づくことができる活動を行う。

○自己有用感を高めて、自他共に大切にできる児童を育てる

【学校行事、運営委員会や委員会活動の充実】

- ・学校生活のさまざまな場面で、児童が活躍できる場を設定し、他者から認められる経験をもたせることで自尊感情を高められるようにする。また、一人ひとりが自信をもって活動できることを大切にする。
- ・ペア学年活動を計画的に行う。また、ペア学年の活動を通して、相手意識高めるとともに「友だちのためにがんばる自分」「友だちに認められる自分」に気づき、自己有用感を高められるようにする。
- ・いじめ等今日的課題について、「横浜子ども会議」を受けて、児童が主体的に取り組む具体的な活動を運営委員会や委員会活動の中に取り入れていく。

(2) いじめの早期発見

いじめの疑いがあるときは、学級担任や一部の教職員で抱えることなく、必ず「学校いじめ防止対策委員会」が中核となって判断や対応を行う。

○児童のささいな変化に気づく

- ・朝の会、授業中、そうじの時間、帰りの会などで、児童一人ひとりの表情を見て、いつもと違う様子に気づくことができる教師の目を育てる。クラス全員の児童に一日一回は声をかける。
- ・養護教諭と情報交換をする。けがや体、心の不調等を養護教諭から聞く。
- ・保護者と協力して、家庭での様子を聞く。持ち物の様子やいつもと違った言動はないか等を聞き指導に役立てる。

○インターネットを通じたいじめへの対処および情報モラル教育の推進

- ・インターネットとの安全なつき合い方について、児童の情報モラルの育成に努める。

○いじめについてのアンケートの実施

- ・5月に市一斉のアンケートを行い、SOSを発信した児童や気になる児童に、教育相談を実施する。
- ・12月に市一斉のアンケートを行い、気になる児童に、教育相談を実施する。

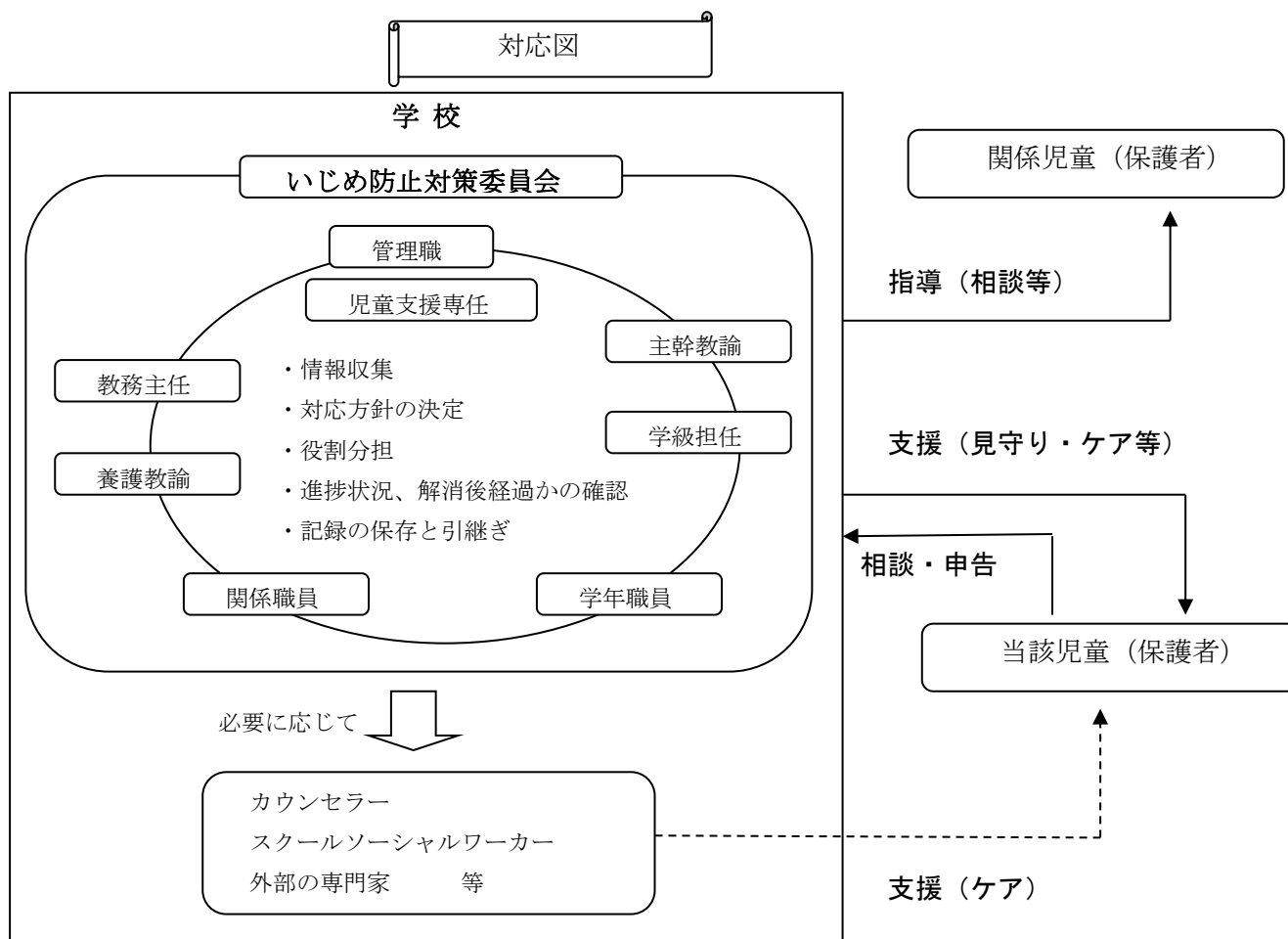
○教職員で情報を共有し合う

- ・気になる子どもの姿が見られたら、教職員で情報を共有し、児童がいじめを受けていると思われるときは、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開き、適切かつ迅速、組織的に対応する。

(3) いじめに対する措置

○初期対応

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を直ちに開き、報告・相談し、情報共有をする。また、対策チームの編成・対応方針決定のもと、組織的対応・指導をする。
- ・役割分担を明確にし、素早い対応ができるようにする。
- ・二次的なトラブルを防止するための対応を徹底する。
 - ①当該児童からの迅速で丁寧な聞き取りと心のケア
 - ②当該児童の意向を生かした正確な実態把握と関係児童への聞き取り及び指導
 - ③当該児童の保護者への説明及び意向の確認と支援。
 - ④当該児童の保護者の意向を生かした関係児童保護者への説明及び指導と支援の依頼



○中・長期的な対応

- ・複数の目による定期的な状態チェック（アンケート活用）、報告会、全体研修会の実施。
- ・5WIH（いつ・どこで・誰が・何を・どのように）を記録、報告、情報共有の継続。
- ・児童が気軽に相談できる機会の設定、窓口づくり。学校カウンセラーの活用。
- ・いじめを許さない児童間の風土づくり。
- ・次年度への引き継ぎを行う。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、次の2点の要件が満たされている必要がある。保護者とも連絡を取り合い、「学校

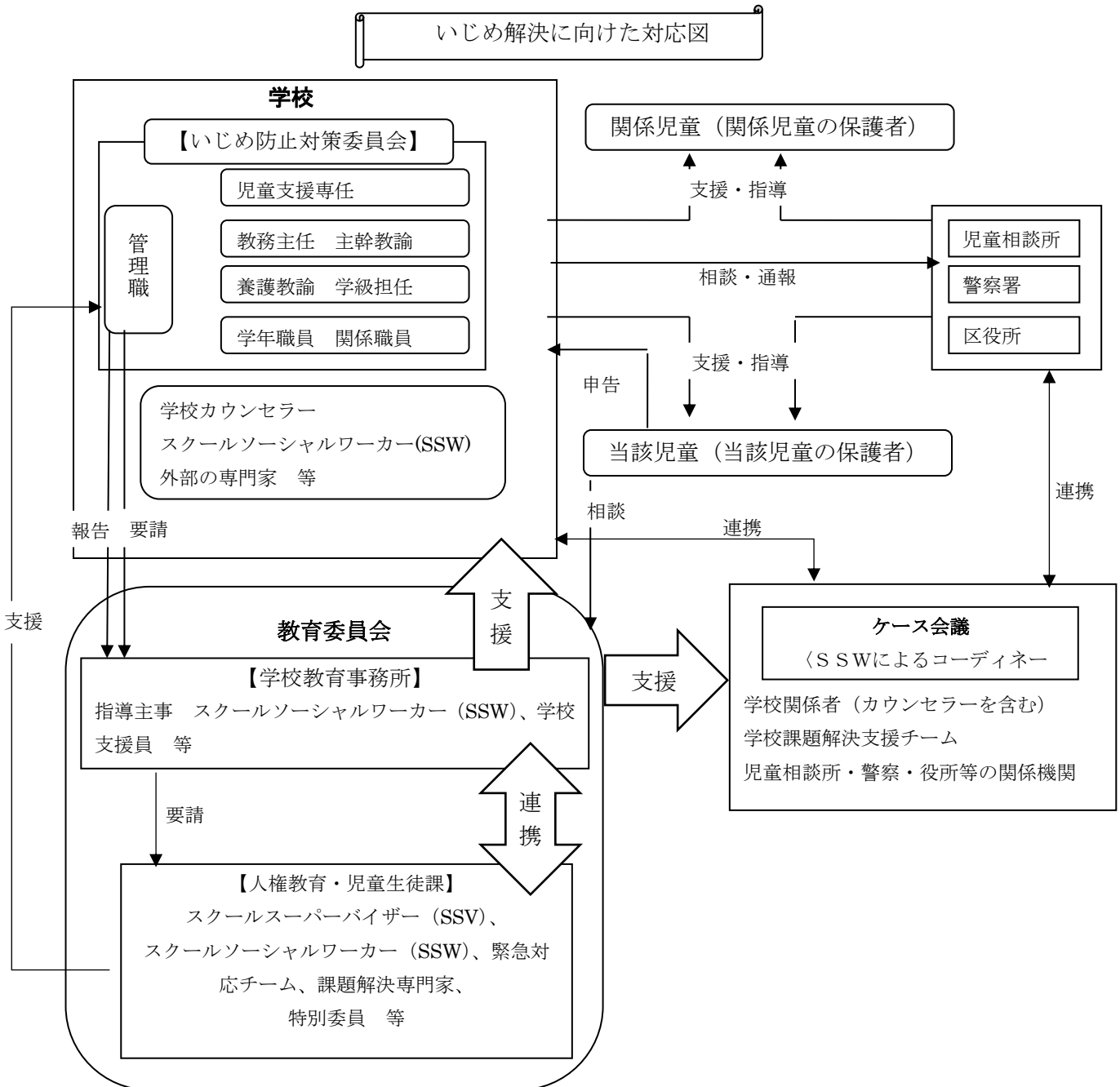
いじめ防止対策委員会」で解消を確認する。

【いじめ解消の要件】

- ①いじめの行為が少なくとも3ヶ月止んでいること。
- ②いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。

- ・いじめが解決しても当該児童に定期的に話を聞き「あなたを守る」というメッセージを送り続ける。
- ・全教職員が見守り、情報を共有する。
- ・定期的に保護者に児童の様子を伝えるとともに、家庭での様子や変化を把握する。

いじめ解決に向けた対応図



(5) 教職員への研修

児童の心理や行為・行動の背景にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修や法の確実な運用を行うための研修等を行う。

(6) 学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」、「幼保小交流事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

(7) 取組の年間計画

月	児童の活動	職員の活動	地域・家庭との連携
4月	・学級開き ・「六浦南小学校のきまり」を確認 ・学年の目標決め	・年間計画と重点指導内容の確認、引継ぎ ・いじめの定義・児童理解研修 ・「六浦南小学校のきまり」の理解研修	・入学式 ・地域訪問
5月	・朝会でのいじめ防止呼びかけ ・「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施(記名式アンケート・面談) ・運動会 ・学級の目標決め	・児童理解研修 ・いじめアンケート結果のふりかえり ・Y-Pアセスメントの説明	・学・家・地連(基本方針説明) ・学校運営協議会
6月	・Y-Pアセスメント実施①	・Y-Pアセスメントの実施①	・学校説明会
7月	・横浜子ども会議(大道中ブロック) ・ペア学年で新体カテスト	・人権研修 ・特別支援研修 ・セクシャルハラスメント研修 ・危機管理研修	・個人面談 ・地区懇談会 ・地域の夏祭り
8月	・横浜子ども会議(金沢区)	・児童理解研修	・地域の夏祭り
9月	・インターネット、携帯の使い方		
10月	・非行・被害防止サミット(金沢区)		
11月	・人権週間	・「人権にかかわる授業(道徳)」	・土曜参観 ・学校運営協議会
12月	・人権週間 ・「いじめ解決一斉キャンペーン」実施(無記名式アンケート・面談)	・いじめアンケート結果のふりかえり ・学校評価集約検討	・個人面談 ・学校評価
1月	・あいさつ運動 ・Y-Pアセスメント実施② ・薬物乱用防止教室	・Y-Pアセスメントの実施② ・「いじめ防止基本方針」の見直し・検討	
2月		・「六浦南小学校のきまり」の見直し・検討	・入学説明会 ・幼保との引き継ぎ ・学校運営協議会
3月		・年間のふりかえり ・新年度への引き継ぎ	・学校活動報告会 ・中学校との引き継ぎ
年間	学校いじめ防止対策委員会 児童指導・特別支援委員会(月1回・随時) いじめの認知・支援方針の決定		

4 重大事態への対処

(1) 重大事案の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあることを認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

(2) 発生の報告

重大事態が発生した場合（疑いも含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

「学校いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施し、調査結果を教育委員会に報告する。

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年に1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。